

令和 5 年度決算に基づく財政健全化判断比率（令和 6 年 9 月 2 7 日公表）

単位：％

年度・基準		令和 5 年度算定値	早期健全化基準	財政再生基準
比率名				
健全化判断比率	実質赤字比率	—	15.00	20.00
	連結実質赤字比率	—	20.00	30.00
	実質公債費比率	5.3	25.00	35.00
	将来負担比率	—	350.0	設定なし

＊令和 5 年度算定値欄の「—」は、比率が「ない」ことを意味します。

＊比率が、早期健全化基準より低いほど、健全度が高いことを意味します。

★財政健全化判断比率は、4 比率ともに「早期健全化基準」を下回っています。

●用語の注釈

実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合
	$\text{＝一般会計等の実質赤字額} \div \text{標準財政規模}$
連結実質赤字比率	町全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する割合
	$\text{＝連結実質赤字額} \div \text{標準財政規模}$
実質公債費比率	町全会計と一部事務組合等の実質的な公債費に充当した一般財源等の額の標準財政規模に占める割合（3 ヶ年平均）
	$\text{＝（地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金）} - \text{（特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）} \div \text{標準財政規模} - \text{（元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}$
将来負担比率	町が将来負担（町全会計・一部事務組合等・第三セクターなどの町負担額）すべき実質的な負債から負債に対して充当可能な基金や収入を差し引いた残額の標準財政規模に対する割合
	$\text{＝将来の負担額} - \text{（充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）} \div \text{標準財政規模} - \text{（元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}$

※「標準財政規模」とは、幌加内町が標準的な状態で通常収入される
と見込まれる経常的一般財源の規模を示すものです。

早期健全化基準	この基準値を超えた場合、「個別外部監査契約に基づく監査」の義務付けが生じ、監査結果内容を反映した『財政健全化計画』を策定し、町議会の議決を経て公表し、北海道へ報告するとともに毎年度実施状況を北海道知事へ報告し、公表しなければなりません。【自治体運営・財政運営に一定の規制がかけられる】
財政再生基準	この基準値を超えた場合、「財政健全化計画」と同様の手続きを経て『財政再生計画』を策定し、町議会の議決を経て公表し、総務大臣へ計画の同意（了解）を求めるとともに毎年度実施状況を総務大臣へ報告し、公表しなければなりません。（計画内容は、すべて北海道知事経由）【自治体運営・財政運営が国の管理下に置かれる状態】